生活保護法　及び　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律に基づく

指定医療機関の手引き

目　　次

Ⅰ　生活保護法等指定医療機関指定申請及び届出事項の手続き	１	ページ
Ⅱ　指定医療機関医療担当規程	１６	
Ⅲ　指定医療機関の診療方針及び診療報酬	１７	
Ⅳ　医療扶助実施関係諸様式	１８	
Ⅴ　医療扶助事務の流れ	２４	
Ⅵ　指定医療機関に対する指導及び検査	２６	
Ⅶ　指定医療機関にご協力願いたいこと	３０	
Ⅷ　医療扶助と他法との関係について	３１	
Ⅸ　県内（保健）福祉事務所一覧	３５	

注　①　この手引は、「生活保護法による医療扶助」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、「生活保護法等」という。）による医療支援給付」を委託する医療機関を指定する取扱についてまとめたものです。

②　指定等に際しては、両法による指定等を兼ねて行います。

令和５年７月

高崎市役所　福祉部社会福祉課

Ⅰ　生活保護法等指定医療機関指定申請及び届出事項の手続き

下記のような変更が生じた場合は、高崎市役所社会福祉課に、高崎市長宛て届出書を提出してください。各届出書用紙は、本書の様式をコピーして使用していただくほか、高崎市ホームページ内「申請書ダウンロード・電子申請」よりダウンロードも可能です。(http://www.city.takasaki.gunma.jp/)。

また、令和５年７月から保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、１枚の様式で地方厚生（支）局都道府県事務所等に提出できるようになりました。(訪問看護ステーションは対象外）同時申請の場合、高崎市役所社会福祉課への申請書の提出は不要になります。

届出を要する事項	※指定申請書	変更届	廃止届	休止届	その他
・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）が新たに生活保護法等による指定を受ける場合	○				
・医療機関等で指定の有効期間が切れる場合	○				
・開設者（事業者）が変わった場合 （法人⇔個人、親⇔子、Ａ法人⇔Ｂ法人　等） ・医療機関の種別が変わった場合 （病院⇔診療所　など）	○		○		
・改築・移転等で医療機関等の所在地が変わった場合（医療機関コードの変更を伴う場合）	○		○		
・医療機関等の名称、地番が変更になった場合 ・開設者の住所が変更になった場合 ・開設者（法人）の名称が変更になった場合 ・医療機関等の管理者が変更になった場合 ・医療機関等の管理者の姓・住所が変更になった場合		○			
・開設者が死亡した場合 ・開設者が業務を廃止した場合			○		
・医療機関等を休止する場合				○	
・休止していた医療機関等を再開する場合					再開届
・医療機関等が医療法等による処分を受けた場合					処分届
・生活保護法等による指定を辞退する場合 ・保健医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業所でなくなる場合					辞退届 ※30 日以上の予告期間が必要

※　指定申請書を提出する場合は、必ず「誓約書」（４～５ページ）も併せて提出してください。

（注）

・変更、廃止、休止及び再開の場合は、１０日以内に届出を行ってください。

・法人の代表のみの変更については届出の必要はありません。

・診療科の変更や追加については届出の必要はありません。ただし、病院等で歯科を増設する場合は、歯科の指定区分が異なっているため、指定申請書を提出してください。

（表面）

生活保護法 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく **指定医療機関** （指定／指定更新） 申請書

医療機関等の名称	(フリガナ)	医療機関コード	
所在地	〒 － 電話（ ） －		
開設者の氏名、生年月日、住所 （法人の場合は、「氏名（名称）」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」欄に主たる事務所の所在地を記載）	氏名（名称等）	(フリガナ)	
	生年月日	年 月 日（開設者が法人の場合は記入不要）	
	住所（所在地）	〒 －	
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)	生年月日 年 月 日
	住所	〒 －	
診療科名			
健康保険法による保険医療機関の指定（訪問看護ステーションの場合は介護保険法による指定）	有 ・ 指定申請中	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無		
指定希望年月日及び理由	年 月 日	理由	
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 （更新の場合のみ記載）		

【添付書類】

□ 生活保護法第49条の2第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

（申請先）
高 崎 市 長 様

〒 －

申請者（開設者）住 所

電話（ ） －

氏 名

（裏面）

注意事項

1　この書類は、高崎市役所　社会福祉課（所在地を管轄する福祉事務所）に提出してください。

2　貴機関が新たに指定された場合には、高崎市告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

3　更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

1　標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。

2　「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。

3　「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。

4　開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。

5　「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局、訪問看護ステーションの場合、「診療科名」は記載の必要はありません。

6　「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してくだい。

7　「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
※新規申請の場合は、記入の必要はありません。

8　「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものです。

① 医師、歯科医師又は薬剤師個人の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
② 医師、歯科医師又は薬剤師個人の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師 、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

※法人開設の場合は該当「無」です。
※該当「有」の場合は、原則として更新手続きは必要ありません。

9　「指定希望年月日及び理由」は、記入がない場合申請日が指定日となります。
ただし、先に生活保護受給者の診療を行ったときなどに、指定日の遡及が可能ですので、提出時にご相談の上、理由と共に指定希望日を記入してください。

10　申請者（開設者）の氏名欄は、法人の場合は、名称・代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

＜指定医療機関用＞

生活保護法第49条の２第２項第２号から第９号までに該当しない旨の　誓　約　書

高　崎　市　長　　様

年　　月　　日

下欄に掲げる生活保護法第49条の２第２項第２号から第９号までの規定に該当しないことを誓約します。

申請者（開設者）　住　　所

氏名又は名称

医療機関の名称

（誓約項目）

生活保護法第49条の２第２項第２号から第９号までの規定関係

１　第２項第２号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

２　第２項第３号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※　その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

1　児童福祉法（昭和22年法律第164号）
2　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
3　栄養士法（昭和22年法律第245号）
4　医師法（昭和23年法律第201号）
5　歯科医師法（昭和23年法律第202号）
6　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
7　歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
8　医療法（昭和23年法律第205号）
9　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
11　社会福祉法（昭和26年法律第45号）
12　医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
13　薬剤師法（昭和35年法律第146号）
14　老人福祉法（昭和38年法律第133号）
15　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
16　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
17　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
18　義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
19　介護保険法（平成9年法律第123号）
20　精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
21　言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
22　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
23　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
24　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

25　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
26　子ども・子育て支援法（平成 24 年法第 65 号）
27　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
28　国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号、第 12 号の 4 条第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
29　難病患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
30　公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3　第２項第４号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）。

4　第２項第５号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第１項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。

5　第２項第６号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。

6　第２項第７号関係

第５号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。

7　第２項第８号関係

開設者が、指定の申請前５年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8　第２項第９号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第２号から前号までのいずれかに該当すること。

（ 表 面 ）

生活保護法　及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく

指定医療機関　　変更届出書

次のとおり変更しましたので届け出ます。

指定医療機関	医療機関コード（事業者番号）	
	名称	
	所在地	〒 電話　　（　　）
変更事項	旧	該当の項目： 内容：
	新	該当の項目： 内容：
変更年月日		令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

高崎市長　様

〒
住　所
届出者（開設者）
氏　名

（　裏　面　）

注意事項

1　この書類は、高崎市役所　社会福祉課（指定医療機関の所在地を管轄する福祉事務所）に提出してください。

2　この書類は、次の場合、所要事項を記載して提出してください。

・医療機関等の名称又は地番表示が変更になった場合（医療機関コードの変更を伴わない変更）

・開設者の住所が変更になった場合

・開設者（法人）の名称が変更になった場合

・医療機関等の管理者が変更になった場合

・医療機関等の管理者の姓・住所が変更になった場合

3　指定医療機関が移転した場合(医療機関コード等が変更になる場合)は､変更届ではなく、廃止届と指定申請書（誓約書添付）を提出して下さい。

記載事項

1　病院、診療所又は薬局が届け出る場合は、その病院等について記載してください。

訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。

2　※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3　「医療機関コード」は、健康保険法に基づく保険医療機関としての医療機関コードを記載してください。訪問看護ステーションの場合は、介護保険法に基づく事業所番号を記載してください。

4　「名称」は、略称を用いることなく、医療法等による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。なお､病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の後に「(診療所)」と記載してください。

5　「変更事項」欄には、該当の項目（医療機関等の名称、所在地表示等）及び変更内容を記載してください。

管理者が変更になった場合は、変更後の管理者の氏名、住所及び生年月日を記載してください。

6　「届出者（開設者)」は、開設者が法人の場合には、法人の名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

（　表　面　）

生活保護法　及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく

指定医療機関　　※（休　止／廃　止）　届出書

次のとおり　※　休止　・　廃止　しましたので届け出ます。

指定医療機関	医療機関コード（事業者番号）	
	名　　称	電話　　（　　）
	所　在　地	〒
※　休止・廃止　年月日		令和　　年　　月　　日
※休止・廃止の理由		
委託患者等の措置状況		
再開の見通し（休止の場合）		

令和　　年　　月　　日

高崎市長　様

〒

住　所

届出者（開設者）

氏　名

（　裏　面　）

注意事項

1　この書類は、高崎市役所　社会福祉課（指定医療機関の所在地を管轄する福祉事務所）に提出してください。

2　この書類は、指定医療機関が休止又は廃止された場合に速やかに提出してください。

3　休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

記載事項

1　病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。
　訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。

2　※印のところは、該当するものを○で囲んでください。

3　「医療機関コード」は、健康保険法に基づく保険医療機関としての医療機関コードを記載してください。訪問看護ステーションの場合は、介護保険法に基づく事業所番号を記載してください。

4　「名称」は、略称を用いることなく、医療法等による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。なお、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の後に「(診療所)」と記載してください。

5　「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置又は今後予定している措置を記載してください。

6　「届出者（開設者)」は、開設者が法人の場合には、法人の名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

（ 表 面 ）

生活保護法　及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく

指定医療機関　　再開届出書

次のとおり再開しましたので届け出ます。

指定医療機関	医療機関コード （事業者番号）	
	名　　称	電話　　（　　）
	所 在 地	〒
休 止 年 月 日		令和　　年　　月　　日
再 開 年 月 日		令和　　年　　月　　日
再開の理由		

令和　　年　　月　　日

高 崎 市 長　　様

〒

住　所

届出者（開設者）

氏　名

（　裏　面　）

注意事項

1　この書類は、高崎市役所　社会福祉課（指定医療機関の所在地を管轄する福祉事務所）に提出してください。

2　この書類は、指定医療機関の再開後、速やかに提出してください。

記載事項

1　病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。
　訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。

2　「医療機関コード」は、健康保険法に基づく保険医療機関としての医療機関コードを記載してください。訪問看護ステーションの場合は、介護保険法に基づく事業所番号を記載してください。

3　「名称」は、略称を用いることなく、医療法等による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。なお、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の後に「(診療所)」と記載してください。

4　「届出者（開設者)」は、開設者が法人の場合には、法人の名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

（　表　面　）

生活保護法　及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく

指定医療機関　　処分届出書

次のとおり届け出ます。

指定医療機関	医療機関コード（事業者番号）	
	名　　称	電話　　（　　）
	所　在　地	〒
処分の種類及びその年月日		

令和　　年　　月　　日

高　崎　市　長　　様

〒
住　所
届出者（開設者）
氏　名

（　裏　面　）

注意事項

1　この書類は、高崎市役所　社会福祉課（指定医療機関の所在地を管轄する福祉事務所）に提出してください。

2　この書類は、次の場合速やかに提出してください。

① 病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者が処分を受けた場合

② 医師、歯科医師、薬剤師又は訪問看護事業所の看護師が処分を受けた場合

記載事項

1　病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。

訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護事業所ごとに記載してください。

医師、歯科医師、薬剤師又は訪問看護事業所の看護師が届け出る場合には、本人について記載してください。

2　「医療機関コード」、健康保険法に基づく保険医療機関としての医療機関コードを記載してください。訪問看護ステーションの場合は、介護保険法に基づく事業所番号を記載してください。

4　「名称」は、略称を用いることなく、医療法等による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。なお、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の後に「(診療所)」と記載してください。

5　「届出者（開設者)」は、開設者が法人の場合には、法人の名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

（ 表 面 ）

生活保護法　及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく

指定医療機関　　辞退届出書

次のとおり指定を辞退します。

<table>
<tr><td rowspan="3">指定医療機関</td><td>医療機関コード
（事業所番号）</td><td></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td>電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td colspan="2">辞退年月日</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">辞退の理由</td><td></td></tr>
<tr><td>委託患者等の措置状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

令和　　年　　月　　日

高崎市長　　様

〒
住　所
届出者（開設者）
氏　名

（ 裏 面 ）

注意事項

1　この書類は、高崎市役所　社会福祉課（指定医療機関の所在地を管轄する福祉事務所）に提出してください。

2　この書類は、指定を辞退しようとする日の 30 日前までに提出してください。

記載事項

1　病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。

訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。

2　「医療機関コード」は、健康保険法に基づく保険医療機関としての医療機関コードを記載してください。訪問看護ステーションの場合は、介護保険法に基づく事業所番号を記載してください。

4　「名称」は、略称を用いることなく、医療法等による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。なお、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の後に「(診療所)」と記載してください。

5　「届出者（開設者)」は、開設者が法人の場合には、法人の名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

Ⅱ　指定医療機関医療担当規程

※本ページ以降は、生活保護法の取扱いが中心となっています。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の取扱でも多くの内容が準用されますが、詳しくは、各福祉事務所にお問い合わせください。

（昭和 25 年 8 月 23 日厚生省告示第 222 号）

（最終改正　平成 30 年 9 月 28 日厚生労働省告示第 344 号）

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第１条　指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第２条　指定医療機関は保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第３条　指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第４条　指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第５条　指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

一　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

二　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

三　移送

四　歯科の補てつ

(後発医薬品)

第６条　指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

２　指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

３　指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 9 条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第７条　指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

２　指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第８条　指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第９条　指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(通知)

第１０条　指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一　患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二　患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第１１条　指定医療機関である健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第５条の規定は適用せず、第８条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第１２条　指定医療機関である薬局にあっては、第５条の規定は適用せず、第８条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第１３条　第１条から第１０条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第１条から第５条まで、第７条第１項及び第８条から第１０条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

Ⅲ　指定医療機関の診療方針及び診療報酬

＜生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）から抜粋＞

（診療方針及び診療報酬）

第 52 条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2　前項に想定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

生活保護法第５２条第２項の規定による診療方針及び診療報酬

（昭和 34 年厚生省告示第 125 号）

（最終改正　平成 28 年 3 月　厚生労働省告示第 156 号）

1　歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。

2　国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生省告示第 495 号）第２条７号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第４項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

3　前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の例による。

4　前３項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の基本原理及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。

5　75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であって「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各号に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第 53 条第 1 項に

規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。

6　指定医療機関が健康保険の保健医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第 3 項（同法第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定めの契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第 3 項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

7　指定医療機関がそれぞれの指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第 2 項及び 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め）若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 74 条の第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

8　第 6 項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第 6 項の規定は、これを適用しない。

Ⅳ　医療扶助実施関係諸様式

1　医療券・調剤券（様式は 20 ページ）

市に居住する生活保護受給者が指定医療機関に受診しようとするときは、福祉事務所に保護変更申請（傷病届）を提出し、医療券の交付を受け、受診の際に指定医療機関へ提供します。要否意見書により翌月以降の受診予定を確認した場合、翌月以降の医療券は福祉事務所から送付されます。

医療券に記載されている受給者番号等を診療報酬明細書用紙に転記して、社会保険診療報酬支払基金群馬支部へ請求してください。なお、受給者番号等は毎月変更になりますので、送付された医療券の内容を必ず確認してください。

診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によることが原則ですが、医療券に「後保」と表示してある場合は高齢者の医療の確保に関する法律の例によることになります。

2　要否意見書

福祉事務所が医療扶助等の要否判定を行うために必要なので、医療扶助の開始時及び一定期間を経過するごとに医療機関に記入をお願いしています。

要否意見書には、21 ページの医療要否意見書のほか、精神疾患入院要否意見書、給付要否意見書（治療材料、移送、施術）、栄養補給に関する意見書があります。該当がある場合は、各福祉事務所にお問い合わせ下さい。

3　移送費（燃料代）請求書

指定医療機関の自家用車で往診等を行ったときは、燃料代を請求することができます。（様式は 23 ページ）

＜参考様式＞

生活保護法医療券　（　　年　月分）

公費負担者番号		有効期間	日から 日まで
受給者番号		単独・併用別	
氏名		昭和　年　月　日	
居住地			
指定医療機関名			
傷病名	(1) (2) (3)	診療別	
		本人支払額	円
地区担当員名　　取扱担当者名 高崎市福祉事務所長			

備考	社会保険	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の２	
	その他	
	備考	

備考　「指定医療機関名」欄に指定訪問看護事業者の名称を記入する場合には、訪問看護ステーションの名称も併せて記入すること。

＜参考様式＞

医療要否意見書

1　新規　　2　継続

入力	

ケース番号		員番		市費		併給	適用開始	担当
医療承認期間	年　月　日 ～　　年　月　日							地区

住　所

氏　名　　年　月　日

高崎市福祉事務所長

傷病名又は部位	(1) (2) (3)	初診年月日	(1)　年　月　日 (2)　年　月　日 (3)　年　月　日	転帰	年　月　日 治癒　中止　死亡

今後の診療見込み主要症状及び

福祉事務所への連絡事項

入・退院日　　年　月　日

診療見込期間	入院外	か月　日間	概算医療費	(1)今回診療日以降1か月間	(2)第2か月目以降6か月目まで
	入院 期間	か月　日間		円 (入院料　円)	円 (入院料　円)
	入院 (予定)年月日	年　月　日			

上記のとおり（1. 入院　2. 入院外）の医療を（1. 要する　2. 要しない）と認めます。

高崎市福祉事務所長　様　　年　月　日

指定医療機関　所在地及び名称
院（所）長
担当医師(診療科名)

※	嘱託医の意見	

診察料・検査料請求書

高崎市福祉事務所長　様　　年　月　日

下記のとおり請求します。

指定医療機関の所在地及び名称

指定医療機関の長又は開設者氏名

この券による診察年月日	年　月　日	受診者氏名	（　才）

請求額	診察料	初・再　点	(検査名)			
	料	点				
	合計	点 円	※社保等負担額	円	差引額	円

口座振込先銀行名	銀行　店	普通・当座	口座番号	

記入要領 ※印の欄は福祉事務所が記入します。

（ 裏　面 ）

（注意）

1　この意見書を提示した患者で（１新規）のものは新規に生活保護法による保護を申請している世帯の者ですから診察料等を患者から徴収してください。

（２継続）のものは生活保護法による保護を受けている世帯の者ですから診察料等を患者から徴収しないでください。

なお、患者に後日医療券が交付された場合には、その医療券に基づき支払基金等あて請求してください。

また、この場合、診察料等の徴収額が、その医療券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過している場合には、その超過額を患者に返してください。

2　「主要症状及び今後の診療見込」欄において臨床諸検査等の記入を福祉事務所からお願いしたときは、直近の臨床諸検査結果等を記入してください。

3　患者が診察（初診、再診、往診）又は検査だけを受けた場合には医療券が交付されませんので、この請求書によって直接福祉事務所に請求してください。ただし、新規申請の場合は保護の決定を受けたものに限ります。

（記入要領）

1　この意見書は、生活保護法による医療扶助を受けようとするとき又は現に受けている医療扶助の停、廃止を行う場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。ただし、結核性疾患及び精神病の傷病による入院医療については別に定める様式により記入していただくことになっております。

2　診断が確定せず、傷病名に疑義がある場合には「傷病名又は部位」欄には○○の疑いと記入してください。

3　「初診年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初診年月日を記入してください。

4　「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降１か月間」にはこの意見書による診療日以降１か月間に要する医療費概算額を、「(2)第２か月目以降６か月目まで」には１か月を超えて診療を必要とするものについて、第２か月目以降６か月目までに要する医療費概算額を記入し、（　）内に入院料を再掲してください。

なお、２継続で　併　の場合は記入する必要はありません。

5　この意見書を提出した患者が急性期医療の定額払い方式の対象患者（以下「対象者」という。）となる場合は、次のように記入してください。

(1)「医療券要否意見書」の次に「（医科入院定額支払用）」と記入してください。

(2)既に対象患者として入院している患者から、この意見書が提出された場合、「診療見込期間」欄の「入院期間」には総入院期間を記入し、その下に「残り期間　か月　日間」として記入してください。

(3)「概算医療費」欄の「(1)今回診療日以降１か月間」には入院時請求額を、「(2)２か月目以降６か月目まで」には概算医療費の総額を記入してください。

6　※印欄は福祉事務所で記入します。

生活保護法による移送費（燃料代）

（請　求　書）

請求金額　　円

年　　月分

患　者　氏　名	往診距離	回　数	金　額
	km	回	円
計			円

上記のとおり請求いたします。

年　　月　　日

高崎市福祉事務所長　様

医療機関名

開　設　者

医療機関へのお知らせ

1　往診距離が片道 2 km まで 100 円とし、2 km 又はその端数を増すごとに 50 円を加算する。

2　この請求書は暦月を単位とし、往診のあった翌月の 10 日までに、当該福祉事務所長あて提出してください。

3　往診患者が数名いたときも、この用紙に氏名等列記してください。

Ⅴ　医療扶助事務の流れ

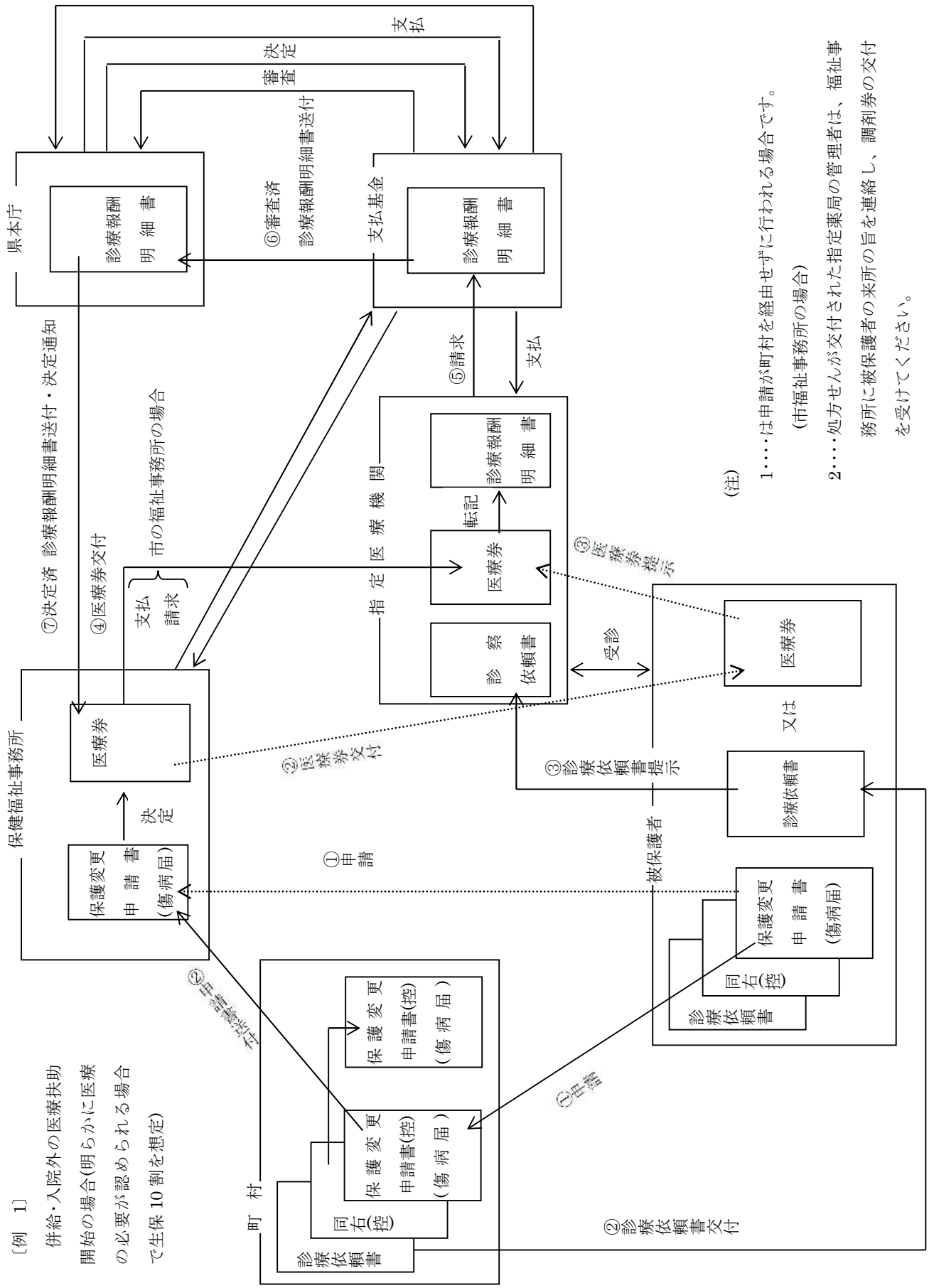
〔例　1〕
併給・入院外の医療扶助
開始の場合(明らかに医療
の必要が認められる場合
で生保 10 割を想定)
保健福祉事務所
保護変更申請書(傷病届)
決定
医療券
①申請
②医療券交付
③診療依頼書提示
診療依頼書
同右(控)
保護変更申請書(控)(傷病届)
町村
②診療依頼書交付
③診療依頼書提示
医療券
又は
受診
被保護者
保護変更申請書(傷病届)
同右(控)
診療依頼書
④医療券提示
指定医療機関
診察依頼書
医療券
転記
診療報酬明細書
⑤請求
支払
支払基金
診療報酬明細書
⑥審査済
診療報酬明細書送付
審査
決定
支払
県本庁
診療報酬明細書
⑦決定済　診療報酬明細書送付・決定通知
④医療券交付
市の福祉事務所の場合
支払請求
(注)
1‥‥は申請が町村を経由せずに行われる場合です。
(市福祉事務所の場合)
2‥‥処方せんが交付された指定薬局の管理者は、福祉事務所に被保護者の来所の旨を連絡し、調剤券の交付を受けてください。

〔例　2〕
保護を受けていない者から医療扶助の申請があり、開始した場合(社会保険等、他法との併用を想定)

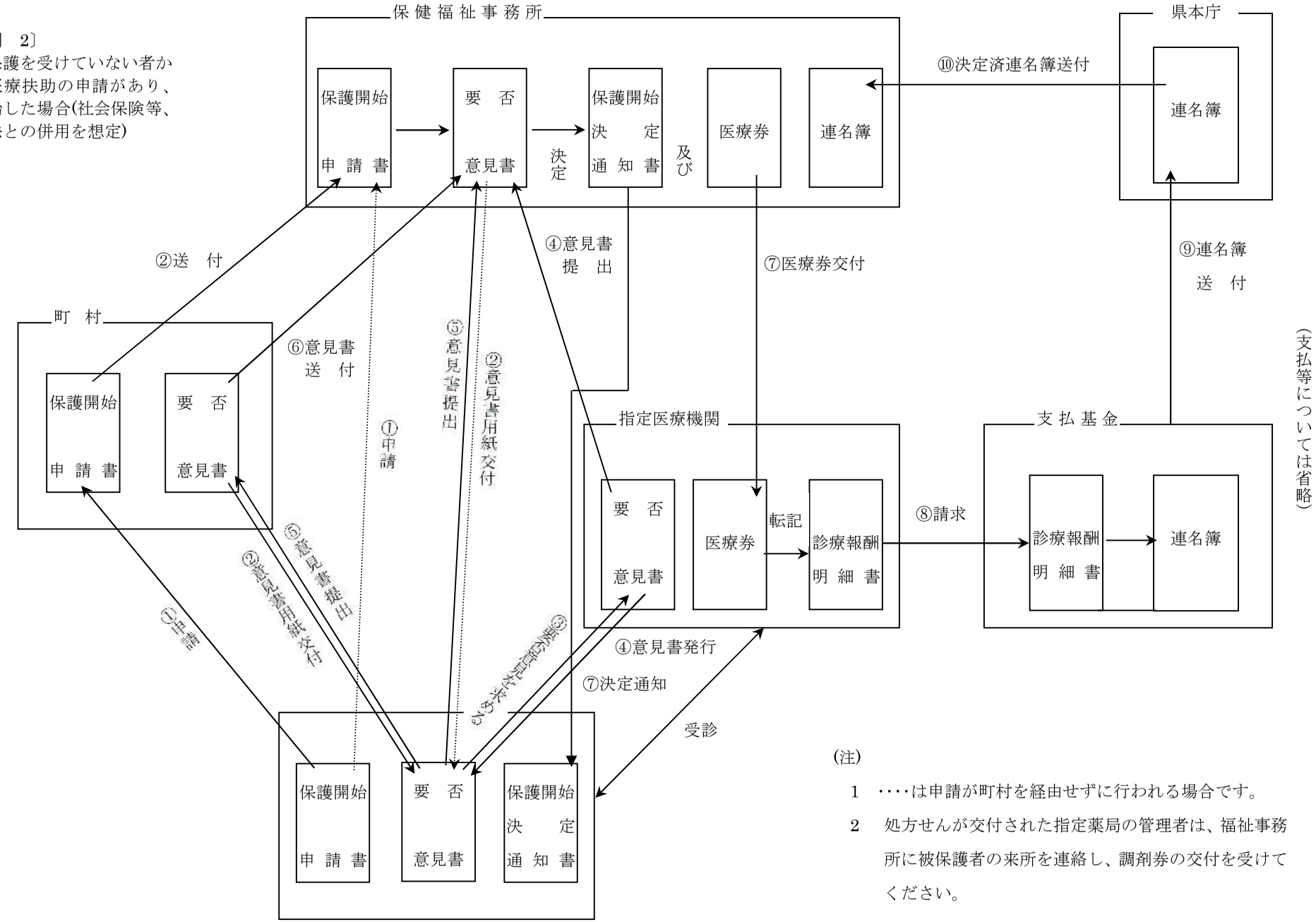

(注)

1　‥‥は申請が町村を経由せずに行われる場合です。

2　処方せんが交付された指定薬局の管理者は、福祉事務所に被保護者の来所を連絡し、調剤券の交付を受けてください。

Ⅵ　指定医療機関に対する指導及び検査

1　指定医療機関に対する指導

（1）目　　的

指定医療機関に対する指導は、被保護者の援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

（2）指導の形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の２種類とします。

ア　一般指導

一般指導は、法ならびにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により実施します。

イ　個別指導

個別指導は、厚生労働大臣又は中核市の市長（以下市長）が次のいずれかにより、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行いますが、必要に応じ指定医療機関の管理者又はその他の関係者に一定の場所へ参集していただいて実施する場合があります。

（ア）厚生労働大臣又は市長が単独で行う指導

（イ）厚生労働大臣及び市長が協働で行う指導（以下「共同指導」という。）

（3）指導対象の選定

指導は全ての指定医療機関を対象としますが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準を参考にして対象となる医療機関を一定の計画に基づいて選定します。

ア　一般指導

原則として、全ての指定医療機関としますが、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定医療機関を選定して実施することもあります。

イ 個別指導

（ア）厚生労働大臣又は市長が単独で行う指導

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定します。

a　社会保険診療報酬支払基金、実施機関、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報の提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関

b　個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関

c　検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関

d　社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴（例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の１件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関

e　その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関

（イ）共同指導

上記（ア）により選定された指定医療機関の中から、その内容等を勘案し、共同指導を実施することが必要と認められる指定医療機関を選定します。

（ウ）選定上の留意点

指導対象となる指定医療機関の選定にあたっては、指導にあたる職員（以下「指導担当者」という。）のみでなく複数の構成員からなる合議体において決定するなど、組織的に公正な選定を行うものとします。

（4）指導方法等

ア　一般指導

（ア）指導方法

周知徹底を図る内容に応じ、以下の方法等により行います。

a　講習会方式による講習・講演

b　全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた周知

c　新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布

（イ）実施上の留意点

講習会方式で実施する場合において、指導対象となる指定医療機関を決定した時は、あらかじめ一般指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定医療機関に通知します。

イ　個別指導

（ア）実施通知

厚生労働大臣又は市長は、指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知します。

なお、共同指導を実施する場合には、当該通知に厚生労働大臣及び市長が共同で行うことを明記します。

a　個別指導の目的

b　個別指導の日時及び場所

c　出席者

d　準備すべき書類等

（イ）指導方法

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行います。なお、個別指導を行う前に、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行います。

（ウ）指導後の措置等

a　再指導

個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の要否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行います。なお、この場合、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、福祉事務所の協力を得ながら速やかに聴取を行い、その結果をもとに当該指定医療機関の再指導を行います。

b　要検査

個別指導の結果、下記２の（２）に定める検査対象の選定項目に該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行います。

なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことができるものとされています。

c　指導結果の通知等

個別指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書によってその旨の通知を行います。

d　報告書の提出

市長は、当該指定医療機関に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めます。

（エ）実施上の留意点

a　指導の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選びます。

また、必要に応じ、関係団体との連絡調整（指導方針に係る協議、指導時の立会依頼など）を行い円滑な運営を図ります。

b　実施時期の決定にあたっては、関東信越厚生局及び衛生関係部局の行う指導計画等との調整を図ります。

c　指導担当者は、公正かつ親切丁寧な態度を保持します。

（5）指導結果

ア　指導の結果、改善を要する事項が認められた場合や、診療報酬の過誤による調整を要すると認められた場合は、その旨を指定医療機関に文書によって通知します。

イ　中核市首長は、当該指定医療機関に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めます。

ウ　診療報酬額に過誤が認められ、当該指定医療機関の了解を得た場合は、直接、福祉事務所へ返還していただくか、支払基金へ連絡して、今後支払う予定の診療報酬額から過誤調整します。

2　指定医療機関に対する検査

（1）目的

指定医療機関に対する検査は、被保護者にかかる診療内容および診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

（2）検査対象の選定

検査は、次のいずれかに該当する場合に、厚生労働大臣又は市長が行います。ただし、法第84条の４第１項に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣又は市長が共同で行うことを検討します。

ア　診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ　診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

ウ　度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。

エ　正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

（3）検査方法等

ア　実施通知

厚生労働大臣又は都道府県知事は、検査対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次

に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知します。

なお、厚生労働大臣及び市長が共同で検査を実施する場合には、当該通知にその旨を明記します。

（ア）検査の根拠規定及び目的

（イ）検査の日時及び場所

（ウ）出席者

（エ）準備すべき書類等

イ　検査の内容及び方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）と診療録（調剤録を含む。）その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとします。

なお、必要に応じ被保護者についての調査をあわせて行うものとします。

ウ　実施上の留意点

（ア）検査の実施に際しては、つとめて診療に支障のない日時を選びます。また、必要に応じ、関係団体との連絡調整（検査方針に係る協議、検査時の立会依頼など）を行い円滑な運営を図ります。

（イ）実施時期の決定にあたっては、関東信越厚生局及び衛生関係部局の行う監査計画等との調整を図ります。

（ウ）検査にあたる職員は、公正かつ親切丁寧な態度を保持します。

3　検査後の措置等

（1）検査結果の通知及び報告書の提出

ア　検査の結果は、後日、文書によってその旨の通知を行います。

イ　厚生労働大臣又は市長は、当該指定医療機関に対して、改善を要すると認められた通知事項については、文書により報告を求めます。

（2）行政上の措置

ア　指定取消、効力停止

都道府県知事は、指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行います。ただし、指定の取消しの処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るため特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行うことができます。

（ア）故意に不正又は不当な診療を行なったもの。

（イ）故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

（ウ）重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行なったもの。

（エ）重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

イ　戒告

市長は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、戒告の措置を行います。

（ア）重大な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。

（イ）重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

（ウ）軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。

（エ）軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行なったもの。

ウ　注意

市長は、法による指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行います。

（ア）軽微な過失により不正又は不当な診療を行なったもの。

（イ）軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行なったもの。

（３）聴聞等

検査の結果、当該指定医療機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法（平成５年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行います。

（４）経済上の措置

ア　市長は、検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置します。ただし、当該指定医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置します。

イ　不正又は不当な診療及び診療報酬の請求があったが、未だその診療報酬の支払いが行われていないときは、知事は、速やかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払うべき診療報酬額からこれを控除させるよう措置します。）

ウ　指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第２項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置します。

（５）厚生労働大臣への通知

市長は、指定医療機関について指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において、健康保険法（大正11年法律第70号）第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、法第83条の２に基づき厚生労働大臣に対し、その事実を通知します。

Ⅶ　指定医療機関にご協力願いたいこと

１　福祉事務所による主治医訪問について

傷病を理由に生活保護を受給している者の早期回復を図り社会復帰を援助するためには、主治医の専門的な意見が必要であり、指定医療機関と福祉事務所との密接な連携が重要です。

病状把握については、厚生労働省通知等に基づいて実施し、日時、方法等、医療機関に過重な負担をかけないよう配慮しますので、福祉事務所へのご協力をお願いします。

２　検診命令について

福祉事務所では、生活保護を受けている方又は申請されている方の病状を把握するため、次のようなときに検診を受けるべき旨を命じることがあります。（法第 28 条）

（ア）保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

（イ）障害者加算その他の認定に関し健診が必要と認められるとき。

(ウ)医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。
(エ)現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。
(オ)介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。
(カ)現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行うにつき、検診が必要と認められるとき。
(キ)自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。
(ク)その他保護の決定実施上必要と認めるとき。

なお、検診結果を所定の様式以外の書面により作成する必要がある場合（※）は、4,720 円（ただし、障害認定に係るものについては 6,090 円。精神通院医療の支給認定に係るものについては 3,000 円、指定難病の特定医療費の支給認定に係るものについては 5,000 円。）を限度として文書料を請求することができますので、所定の検診料請求書（様式は 33 ページ）により福祉事務所に請求してください。

※所定の様式以外の書面により作成する必要がある場合
- 障害者手帳の交付を受けるための診断書の作成
- 国民年金又は厚生年金の障害給付（障害基礎年金、障害厚生年金）申請のための診断書の作成
- 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定申請のための診断書の作成
- 指定難病の特定医療費支給認定申請のための診断書の作成　など

3　後発医薬品の使用促進について

生活保護では、国全体で後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及に取り組む一環として、医師が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用していただくことにしています。

ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。先発医薬品を使用した場合には、定期的に福祉事務所へ情報提供してください。ご協力をお願いします。

なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご留意ください。

また、院内処方を行う医療機関におかれましても、生活保護を受けている方に対して、後発医薬品の処方が可能な場合には、原則として後発医薬品を処方していただくようお願いします。

4　転院に係る福祉事務所への連絡

入院中の被保護者について、転院が必要となった場合は、転院を必要とする理由及び転院先予定医療機関等について、原則として転院前に福祉事務所へ連絡をしていただくことになりましたので、ご協力をお願いします。

Ⅷ　医療扶助と他法との関係について

生活保護を受けている方の医療費は全額公費から支払われますが、他法他施策を活用できる場合には、ま

ずそちらを優先することが法律で定められています（法第４条第２項「保護の補足性」）。そのため、各種保険等の資格を有している生活保護受給者については、そちらが第１保険者となります。ここでは、代表的な例をいくつか取り上げていますので、参考としてください。

１　健康保険法

（１）被保険者及びその被扶養者の場合

患者負担分（原則として３割）を生活保護で負担します。

（２）55 条の継続給付

資格喪失の場合、被保険者又はその被扶養者が現に診療を受けていた傷病及びこれによって発した傷病については、（１）により給付します。また、それ以外の傷病は生活保護で負担します。

（３）高額療養費支給制度は、被用者保険の被保険者が市町村民税非課税者又は生活保護受給者の場合及び被扶養者が要保護者の場合は１件 35，400 円を超える分は保険者が支払うことになっています。

２　自立支援医療

自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）による給付の範囲外のものを生活保護で負担します。

３　国民健康保険法

生活保護受給開始と同時に国民健康保険の資格を喪失するので、両方の給付を受けることはありません。

４　後期高齢者医療制度

生活保護受給開始と同時に後期高齢者医療制度の適用除外となり、国民健康保険の扱いと同様に、両方の給付を受けることはありません。

５　小児慢性特定疾患治療研究事業

（１）「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 27 年１月１日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。

（２）対象患者は、国が定めた小児慢性特定疾病にり患している 18 歳未満（既受給者は 20 歳到達の前日まで）の児童で、医療保険における自己負担分の一部を公費で負担します（※認定を受けた生活保護受給者の自己負担額は０円）

（３）新制度における知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う承認された疾病に関する医療に限り、助成を受けることができます。

６　特定医療費（指定難病）制度

（１）原因が不明であって、治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、国が定めた基準に該当する指定難病にり患している患者に対し、特定医療費（指定難病）制度により医療費を公費で負担します（※認定を受けた生活保護受給者の自己負担額は０円）

（２）難病患者に対しては、従来「特定疾患治療研究事業」により医療費助成が行われていましたが、平成 27 年１月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、「特定疾患治療研究事業」の対象外であった生活保護受給者も、特定医療費の支給認定の対象となりました。

（３）新制度における知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う承認された疾病に関する医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。

＜参考様式＞

ケースNO （　　）	第　　号
	年　月　日 交付

検　診　書

受診者　住所

氏名　　（　年　月　日生　歳）

（あて先）高崎市福祉事務所長

年　月　日

指定医療機関の
所在地及び名称
院　（所）　長

担 当 医 師

上記の者に対する検診結果は、下記のとおりであります。

記

1　主病名

2　現在の病状、治療内容

3　今後の治療と見込み期間

4　生活能力
ア　単身生活　　可　・　否
イ　集団生活　　可　・　否
ウ　生活指導員　必要　・　不要

5　日常生活の注意点
ア　安静については

イ　食事については

ウ　その他注意すること

6　通院の必要性と回数
①週に一度　②2週に一度
③月に一度　④その他

7　就労の可能性及び程度
ア　普通に就労できる。
① 深夜労働等　重労働（　時間位）
② 普通の就労が、可能（　時間位）
イ　軽い仕事ならできる。
① アルバイト等簡易な作業が8時間程度
② 簡易な仕事を4時間程度
③ 簡易な仕事を2時間程度
④ 出話番等体を動かさないなら可能
⑤ 福祉的就労（作業所等）なら可能
⑥ 家事労働程度
⑦ その他
ウ　就労できる状態にない
① 常時臥床が必要
② 安静が必要（臥床の必要なし）
③ 精神的に不安定
④ その他具体的に
エ　精神的なことは（病状から判断して）
① 特に注意する必要なし
② 少し緊張する位ならよい
③ 緊張感はよくない

※　担当者記事

※　福祉事務所
嘱託医意見

＜参考様式＞

ケースNO.（　　）	第　　号
	年　月　日　交付

検診料請求書

(あて先)高崎市長

年　月　日

指定医療機関の
所在地及び名称
院　(所)　長　　印

下記のとおり請求します。

受診者氏名	年　月　日生（　歳）	診察年月日	年　月　日
住所			

請求額					
	診察料	初・再　点	検査名等		
	料	点			
	料	点			
	料	点			
	合計	点	円		
		社保負担額	円	差引額	円
	文書料	円	(限度額　円)		

下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	
口座番号	当座・普通　No.
口座名義人(フリガナ)	

(注意事項)
検診での投薬及び治療はできません。

Ⅸ　県内福祉事務所一覧

福祉事務所名		所　在　地	電話番号	生活保護 所管区域	保険者 番　号
市部	前橋市福祉事務所	371-8601 前橋市大手町 2-12-1	(027)224-1111	前橋市内全域	12101010
	高崎市福祉事務所	370-8501 高崎市高松町 35-1	(027)321-1111	高崎市内全域	12101317
	桐生市福祉事務所	376-8501 桐生市織姫町 1-1	(0277)46-1111	桐生市内全域	12101614
	伊勢崎市福祉事務所	372-8501 伊勢崎市今泉町 2-410	(0270)24-5111	伊勢崎市内全域	12102018
	太田市福祉事務所	373-8718 太田市浜町 2-35	(0276)47-1111	太田市内全域	12102117
	沼田市福祉事務所	378-8501 沼田市下之町 888	(0278)23-2111	沼田市内全域	12102216
	館林市福祉事務所	374-8501 館林市城町 1-1	(0276)72-4111	館林市内全域	12102315
	渋川市福祉事務所	377-8501 渋川市石原 80	(0279)22-2111	渋川市内全域	12102414
	藤岡市福祉事務所	375-8601 藤岡市中栗須 327	(0274)22-1211	藤岡市内全域	12102513
	富岡市福祉事務所	370-2392 富岡市富岡 1460-1	(0274)62-1511	富岡市内全域	12102612
	安中市福祉事務所	379-0192 安中市安中 1-23-13	(027)382-1111	安中市内全域	12102711
	みどり市福祉事務所	379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	(0277)76-2111	みどり市内全域	12102810
郡部	伊勢崎保健福祉事務所	372-0024 伊勢崎市下植木町 499	(0270)25-5066	榛東村、吉岡町、玉村町	12100012
	富岡保健福祉事務所	370-2454 富岡市田島 343-1	(0274)62-1541	上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	12100020
	吾妻保健福祉事務所	377-0425 吾妻郡中之条町西中之条 183-1	(0279)75-3303	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	12100079
	利根沼田保健福祉事務所	378-0031 沼田市薄根町 4412	(0278)23-2185	片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	12100087
	館林保健福祉事務所	374-0066 館林市大街道 1-2-25	(0276)72-3230	板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	12100046